

# お知らせ information

八百津町役場 電話 4 3 - 2 1 1 1

## 1月の「加茂休日急患診療所」

1日(日)	日江井外科(日江井賢)	(25-2624)
2日(月)	日江井外科(日江井賢)	(25-2624)
3日(火)	佐藤クリニック(佐藤孝充)	(43-1200)
8日(日)	太田メディカルクリニック(佐々木裕茂)	(26-2220)
9日(月)	小林クリニック(小林裕志)	(25-8077)
15日(日)	岐阜健康管理センター(益田雄一郎)	(28-8425)
22日(日)	木沢記念病院(山田博愛)	(25-2181)
29日(日)	野尻内科医院(野尻和秀)	(24-0633)
診療時間 午前9時から午後5時まで		

## 建設業退職金共済制度のお知らせ

建設業退職金共済事業岐阜支部 電話058-276-3744

建退共制度は、「中小企業退職共済法」に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。



加入できる事業主  
建設業を営む方  
対象となる労働者  
建設業の現場で働く人  
掛金  
日額310円

### 国の制度5つの特長

国の制度なので安全、確実、申込み手続きは簡単！  
経営事項審査で加点評価の対象となります。  
掛金の一部を国が助成します。  
掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税です。  
事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

詳しくは建設業退職金共済事業岐阜支部にお問い合わせ、またはホームページ「建退共」をご覧ください。

終戦当時、引き揚げ者の方々からお預かりした通貨・証券等を返還しています。

財務省名古屋税関 監視部監視通関部門 電話052-654-4060

名古屋税関では、終戦後に外地から引き揚げて

こられた方々が税関などに預けられた通貨や証券等をお返ししております。返還請求・お問い合わせは、ご家族の方でも構いません。お気軽にお問い合わせください。

保管している通貨・証券等

上陸地の税関または海運局に預けられた通貨・証券等

帰国前に在外公館や日本人自治会等に預けられた通貨・証券等のうち、その後日本に返還されたもの

通貨：旧日本銀行券、旧日本軍軍票 等

証券等：支那事变割引国庫債券、大東亜戦争割引国庫債券 等

## 戦後強制抑留者のみなさまへ

(独)平和祈念事業特別基金事業部特別給付金認定担当  
電話0570-059-204(ナビダイヤル)

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。

対象者 旧ソ連邦またはモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月

16日に日本国籍を有するご存命の方です。

請求受付期間 平成24年3月31日まで

すでに特別給付金を支給された方は、再度の請求はできません。

- ・請求書をお持ちでない方は、当基金から請求書類をお送りしますので、至急、当基金にお電話ください。
- ・詳しくは、(独)平和祈念事業特別基金までお問い合わせください。
- ・受付時間は、平日午前9時から午後6時までです。

## 保護命令手続きについて

岐阜地方裁判所事務局総務課庶務係

電話058-262-5122(ダイヤルイン)

裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

DV防止法が施行され10年の節目を迎えました。配偶者暴力に関する保護命令制度を利用し、平成22年12月現在、裁判所に申立てられた件数は、約23,100件であり、発令されたのは約18,300件です。

保護命令の申し立ては容易にできます。申立書のひな型に順番に目を通していくうちに自然と作成できるような仕組みになっています。申立てから発令されるまでの期間が短い。相手方から意見を聞く機会として、審尋等の期日を設けた上で発令することが原則となっています。審尋等の期日も申立日から1週間前後の日に指定するなど、短い審理期間での発令を実現しています。違反すると刑事罰を科されるという保護命令の効果。

保護命令の内容は、被害者への接近禁止命令、被害者への電話禁止命令、被害者の子への接近禁止命令、被害者の親族等への接近禁止命令、退去命令の5つがあります。悩む前に相談してください。